

告 示 第 1 3 3 4 号

令和 7 年 1 1 月 6 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

建築行政共用データベースシステム端末等賃貸借契約に係る制限付き一般競争入について（公告）

建築行政共用データベースシステム端末等賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 概要

建築行政共用データベースシステム端末機等賃貸借、保守等

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日まで

準備期間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 3 1 日まで

履行期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 1 3 年 1 月 3 1 日まで（6 0 月）

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市内に事務所又は営業所を有する法人であること。

(3) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。

(4) 公告日以後において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 公告日において、納期の到来している鹿児島市税を完納していること。
- (6) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 公告日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「03 設備の点検又は保守業務」のうち小分類「04 電算・通信設備保守」に登録があり、指名競争入札参加資格を有するものであること。
- (10) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「10 物品の賃貸借」のうち小分類「01 電算・事務機器賃貸借」に登録があり、指名競争入札参加資格を有するものであること。
- (11) 令和2年度以降において、地方公共団体に対し、電算・事務機器の賃貸借契約の締結実績があること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、この入札に参加することができない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式あり）

イ 会社概要（様式あり）

ウ 契約締結実績調書（様式あり）

エ 市税に滞納がないことの証明書（公告日以後に発行されたものに限る。）

オ 機器が仕様条件を満たしている旨を記載した機能証明書（様式あり）及びカタログ

- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請関係書類の受付要領

- (1) 受付期間

公告日から令和7年11月17日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 申請関係書類の受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市建設局建築部建築指導課管理係（東別館 4 階）

電話 099-216-1357（直通）

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 提出方法

郵送、宅配便（受付期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。）又は持参

(6) その他

本業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）、申請書等は、全て本市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）までに書面により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から 2 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4 (2) の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。

(3) (2) の説明を求められたときは、令和 7 年 1 2 月 1 日（月）までに書面により回答する。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

(1) 仕様書は、公告日から令和 7 年 1 2 月 1 日（月）までの間、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月）午後 5 時 1 5 分まで

イ 受付電子メールアドレス

kshido-kanri@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2) に対する回答は、質問を受け付けた日から 3 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）の日から令和 7 年 1 2 月 2 日（火）までの間、本市ホームページ上に、質問の内容とその

回答を掲載する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月2日（火）午後1時30分

(2) 場所

鹿児島市役所別館4階401会議室

9 入札の方法

(1) 入札書は、8に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。郵送、ファックス等による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回とする。

10 入札保証金

入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定なし。

12 開札の日時

開札は、8に掲げる日時及び場所において行う。

13 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札において、入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当した者及び失格した者は、再度の入札に参加できないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定において、くじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

1 5 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から 5 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 7 予算の減額又は削除に伴う解除等

本入札は、地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、市の最入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、本契約を変更し、又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。

1 8 問い合わせ先

〒 8 9 2 - 8 6 7 7

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市建設局建築部建築指導課管理係（東別館 4 階）

電話 099-216-1357 (直通)

電子メールアドレス kshido-kanri@city.kagoshima.lg.jp